

光州千人訴訟原告本人調書

(軍人・軍属・同遺族)

(東京地裁1998年6月23日判決より)

[→戦争・植民地被害者の被害事実—戦後補償裁判の記録から](#)

[→HOME](#)

第五号様式 (本人調書)

事件の表示
平成 元年 月 日 第 一 九 八 八 七 号

最高裁判所 四号の一

裁判長
認印

本人調書

この調書は、平成九年八月二十八日付証拠調書 調書と一体となるものである。

期日	平成九年八月二十八日 午後〇時〇〇分
氏名	金子 珠
年齢	七十六年
職業	無職
住所	大韓民国光州広域市 [Redacted]

宣誓その他の状況

裁判長は、宣誓の趣旨を告げ、本人がうそを言った場合の制裁を注意し、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。

裁判所

陳述の要領

原告ら代理人（水野）質問

一 私の名前は李金珠で、生年月日は一九二〇年一月九日です。

二 私は、原告団の代表で、光州遺族会の会長です。光州遺族会とは、太平洋戦争の被害者やその遺族が裁判を起こすために組織したもので、今回の裁判の原告はほとんど所属しています。私も、夫の金道敏が戦死し、遺族として原告になりました。

三 私が夫と結婚したのは一九四〇年の一月で、私が二一歳、夫が二七歳のときでした。両家の人達が間にたって紹介されて結婚しました。写真でお見合いをして、気に入って結婚したのです。

四 当時、夫は、満州の新京で運輸業を営んでおり、手広くやっていました。新婚生活は平安北度の江界という所で過ごしました。住んでいる所と違う所で運輸業をしていましたので、お金は会社から送られてきました。

「陳述の要領」の記載の末尾に、裁判所書記官が記名押印する。

五

結婚当時の生活は、当時としては先進的な、洒落た生活をしていました。一週間に一回、散策に出掛けたり、映画に行ったり、旅行もしました。その時代には、そのような生活をしている人々は稀で、経済的には恵まれていました。

六

夫は、体格も良く、背が高く、美男子でした。夫は両親を早くに亡くし、両親に受けられなかった愛情を、全て私に注いでくれました。夜は、いつも私をおんぶして寝かしつけてくれました。私は、この世でまたとない夫の愛を受けることができました。私にとって夫は、宇宙とも替えがたい貴重な存在でした。

七

私は子供にも恵まれ、一九四二年三月四日に男の子が生まれました。一人っ子です。夫の家は代々一人息子が続いていて、夫にもまた息子が生まれたので非常に喜んでいました。

八

しかし、そんな幸せな生活も長くは続きませんでした。その幸せを破った

のが、日本の徴用です。私は、夫がいつ徴用令状を受け取ったかは、はっきり分かりませんが、私に隠して一人のため息をつき、涙を流し、心配し続けていました。

九

私が行くことを知ったのは、はっきりと覚えているわけではありませんが、一九四二年の九月末か一〇月初めころです。当時、国内で予備訓練があり、夫がそれに行かなければならないというときになって、夫がやむを得ず話してくれて、初めて知りました。大韓民国の男が必ず行かなければならない時期が来た、だからやむを得ないと言っていました。

一〇

夫は、訓練から帰った後の話ですが、一年後には必ず帰ってくると言っていました。もし、一年以内に帰れなかったら、三年以内には、逃げてでも帰って来ると言っていました。

一一

夫は海軍軍属に徴用されたのですが、私は夫の徴用の話を聞いたとき、天地が崩れるような気がして、目の前が暗くなり、夫は帰れないのではないか

という恐怖に恐れおののき、震えました。

一一
私は、江界郡庁を尋ねて、徴用に行かなくて済むようにお願いしましたが、そこでも、男は皆行かなければならないので、行った方が良いと言われました。郡庁の職員については、当時公的な職場では皆日本語を使っていましたので、日本人か朝鮮人かは分かりませんでした。ただ、いま考えれば、日本人であつたらうと思います。

一二
私は、夫の徴用について、大きな衝撃を受けて、そのような行動に出ました。その時の胸の痛みは、口では表現できません。郡庁でも駄目だと言われたときは、本当に絶望し、夫を見ると、胸が痛くてたまりませんでした。

一三
私の悲しんでいる様子を見て、夫は、いろいろ慰めてくれました。一年経てば必ず帰る、もし駄目でも、戦死したと言われても信じるな、戦死した者の服を自分が着て逃げてでも帰る、と言いました。また、日記の交換もしようとも言いました。

一五

夫が予備訓練に行かなければならない日、夫は江界の家から出ていきました。私はそれを一人で見送りました。その時の私の気持ちは、胸はおののき、訓練に行くのは、死に行くための訓練を受けに行くのかと思ひ、涙に暮れました。

一六

訓練は、一か月でした。三〇日後に戻ってくると思っていたのに、二九日後に夫が帰ってきたときは、とてもうれしく、夫の胸に飛びつき、泣いたり笑ったりの繰り返しでした。夫の帰りを待っているときは、子供を抱いて、夜は心配に恐れおののき、夫は今何をしているのかと心配でした。

一七

今思えば、夫は訓練から二週間の休暇で帰って来たのでした。夫は、自分がいなくなった後は、誰も私を助けてくれないというので、私を私の実家に連れていきました。その後は実家のあるソウルで滞在しました。夫が訓練に行つて待っている間や、私たちが実家に行くまでの間は、秒針が刻々と私の命を削っているような思ひでした。

一八

二週間後、夫が徴用される日、夫はソウルから出て行きました。ソウルから夫の故郷である江界に行つて、そこで集まって、一緒に出発する人と行動しなければならぬ事になっていました。

一九

その一行はソウルを経由して行くので、ソウルで二〇分間列車が止まるとき、そこでもう一度会おうと夫は言っていました。私は夫が出ていくときの悲しみを考えると、二度の別れには耐えられないと思い、駅には行きませんでした。夫が皆と一緒に行くために、江界に戻るのが最初の別れで、ソウルでの事が二度目の別れです。今思えばとても残念で、夫が、夫以外の人は皆家族にあつているのに、私が行かなかつたので駅の隅で呆然と立っていたと聞いてとてもショックでした。

二〇

夫は、江界に発つときに、息子に元気でいろよと言いましたが、その時の顔は、青筋がたつて赤黒くなっていました。そのときの私の悲しみは、物凄く、その悲しみのため、私は倒れて横たわるようになりました。

私の家はソウル駅の近くで、汽笛の音が聞こえます。汽車が夜一一時に到着したときも、行こうと思えば行けましたが、夫の靴音の消えるときの事を考えると堪らなくて行けませんでした。結局駅に見送りには行かず、それから私は、衝撃のあまり寝込むようになりました。体は動きませんが耳だけはさえて、夫の靴音が消えるときは、例えようもありません。

夫の徴用の後、運輸業がどうなったかについては、私は絶望的になっていて、知ろうともしませんでした。会社のほうからも何もありませんでした。会社からの送金もありませんでした。

夫が、日本のどこに行ったかについては、全然分かりませんでした。夫は手紙を寄越しましたが、横須賀郵便局から出されており、詳しい住所は分かりませんでした。私が手紙にどこに居るのか知らせてほしいと書いても、それに対する返事は一切なく、ただ息子の成長を聞くだけでした。

二四 私は手紙が来ることが無情の喜びでした。日付を見ると、出してから一月

くらいすると家に届くようでした。私は、夫の健康を案じ、一日も早く帰ってくることを待っているという内容の手紙を書きました。また、夫の気を少しでも安らげることができたらと思い、その日の私の服装の事なども書きました。夫の息子の成長に関する質問に対しては、今考えれば息子の身長や体重などを計って書けば良かったのですが、当時はそんなことには気づかず、息子の手を紙に当ててその輪郭を書いたり、息子の落書きなどを一緒に送ったりしました。

二五

手紙のやり取りは、約九か月続きましたが、その後途絶えました。夫がソウルから出ていったのが、はっきりはしませんが一一月の半ばごろですから、手紙が途絶えたのは一九四三年の九月ころです。夫が出た後、新聞でサイパン島玉砕の記事を呼んだりしたので、もしかすると手紙が途絶えたのはそのせいかと思い、不安と恐怖におののきました。結局、手紙が途絶えた理由については、結局全然分からず、日本政府からも知らせはなく、他に聞く所は

ありませんでした。

二六
その後も私は継続して手紙を書きました。一月に何度も出しましたが、そのどれにも返事はありませんでした。

後に提出する甲第23号証（弔辞）を示す。

二七
夫の安否について分かったのは、一九四五年四月に戦死通知書をもってからです。これがその通知書です。「海軍軍属野村繁次」とありますが、この野村繁次というのが創氏改名で付けられた夫の日本名です。私はイワモトカネコとされ、結婚してノムラヨシコとしました。

二八
通知にはソウルの実家に届きました。最初に受け取ったのは私です。当時、夫の消息が途絶えた後、郵便が来るのを待っていたところ、郵便が来たので、夫からだと思い、裸足で飛び出してみると、表に黒い熨斗が付いていました。赤い熨斗は慶祝の印で、黒い熨斗は弔辞のものと知っていましたので、黒い熨斗を見たときは、ショックと不安で体が凍ったようになってしまいました。

思いきり泣きましたが、涙は出ませんでした。

二九

手紙は、私が自分で開けて読みました。そのときの気持ちは、あの時が最後だったのかという思い、絶望で言い表すことはできません。愛する夫が死んだという知らせで、眼に見えるものが全て黄色に見えました。衝撃が激しいときは目の前が黄色に見えるという話は、昔から年寄りたちがそのような言っており、そのときまではそれがどういふことなのかは分かりませんでした。だが、そのときやっと分かりました。とても凄い衝撃だったので。

三〇

それから四か月後、終戦になり、解放されました。解放後、多くの人が帰還してきました。近所の人もいろんな人が帰ってきましたし、ニュースでも知りました。もしかしたら夫も帰ってくるかもしれないと、放送局や新聞社を駆けずり回りました。そのときの心情は言い表すことができません。とても残念で悔しかったのです。

三一

その後、私にも招集状が来ました。ソウルの小学校の校庭で「前へ習え」

「進め」というような、挺身隊に出るための訓練をしました。訓練のときに、皇国臣民は国のために尽くさなければならぬと言われ、私は夫のあとを追って戦争に行つて死にたいと思ひました。そして、実家に息子をお願いしに行きました。

三二
母は嘆き悲しみ、父は挺身隊に行くのは、家門の恥であり、絶対駄目だと言ひました。父は挺身隊は実は従軍慰安婦を供出するものだといふ本當の姿について話してくれましたが、私は日本は正しいと教育を受けており、日本が嘘を言うはずはないと父に反抗しました。父は知識がある人なのに、なぜそういうことを言うのか、日本が間違つたことを言うはずはないといふかしく思ひました。

三三
結局父は、逆らうのなら子供を連れて出ていけ、と言ひました。私は、夫との別れの悲しみのほかに、父からも吐賣された悲しみで、それからのことを考へて泣きつづけました。

三四

解放後、私は小学校で教師をしました。息子は、物心がつきはじめると、近所の子が父親が帰ってくると飛んでいって「お父さん」と呼んで抱かれていますのを見て、「お父さん」ではなく「お祖父さん」と呼べと言っていました。息子は「お父さん」と呼んだことがないので、お父さんというものが何なのか分からなかったのです。

三五

息子は天真爛漫な子でしたから、外から帰ると「お父さんて何。どうして僕にはお父さんがいないの。」と聞いてきました。暫くは、息子に対し、息子の好きな馬と飛行機のおもちゃを買いに遠くへ行っていると嘘をついていました。その時の気持ちは言い尽くすことはできません。

三六

本当のことは、息子が六年生のときに話しました。中学に入学するために口頭諮問がありその準備をしていると、保護者のところに祖父の名が書いてあるのを見て、家族は皆「李」姓なのに、なぜ自分だけが「金」姓なのかと尋ねられました。そのときに、仕方なく本当のことを話すと、息子は大声で

泣き叫び、探してくると言ってお外に駆けだしていきました。半世紀も過ぎた昔のことですが、今でも涙が出て止まりません。

後に提出する甲第24号証（死亡証明書）を示す。

三七

私が一九七一年にこれを手に入れたきっかけは、私の通っていたカトリック教会のシスターが東京に行くときに、その人に頼んだのです。死亡通知はもらいましたが、詳しいことを少しでも知りたいと思って頼むと、これを持ってきてくれました。死亡日が記載してあって、これを見ないでいたときよりも悲しみで心がうち震えましたが、反面、夫のことがちょっとでも書いてあるものを見ただけでも、ホッとしました。遺品や遺骨が来るかもしれないと待っていました、結局ありませんでした。

三八

一九九二年に私のことが京都新聞で紹介されて、それを見た在日韓国人が私を誘ってくれて、夫の戦死した場所での慰霊祭に行きました。十一月二五日でしたが、現地の人の話によると、アメリカ人、日本人、朝鮮人の四五〇

○名が一時に玉碎したということでした。

三九

そこには、日本人の慰霊碑がありましたし、日本の未亡人の碑もありましたし、観音菩薩の像もありましたが、朝鮮人の慰霊碑はありませんでした。このようなことがあっていいのかと驚愕に震えました。激憤のあまりあふれる涙をぬぐうことさえできませんでした。

四〇

戦時中は、アメリカは敵でしたが、死んだ後も敵というわけではありません。日本とアメリカの碑石の前で酒を酌み、冥福を祈りました。同行した「ユウ」さんから、朝鮮人の碑石はありませんが朝鮮人の海軍軍属のいたところと聞いて、砂地にろうそくを立て、酒を注いで祈りました。

四一

よその国の戦争に駆り出され死んだのに、死んだ後もなお差別を受けるのかと思ひ、慰霊祭の間、追悼文を聞きながら泣きました。追悼文の一節に「戦友たちよ、そのとき私たちはどんなに水が欲しかったか、十分に飲んでくれ。」とありましたが、私はたまりませんでした。

四二

日本は植民地政策で朝鮮人民をあまりにも圧迫しました。太平洋戦争というものは侵略戦争であり、内鮮一体、皇国臣民といい、みな天皇の赤子で同じだという美名の下にいろいろなことをしましたが、それらは全て名前だけのものでした。結局、朝鮮人は、日本人の下に蹂躪され、動物のように扱われました。連行するときには、軍人、軍属としてですが、結局のところは労働力に過ぎませんでした。

四三

敗戦後は、日本人には補償があっても、朝鮮人には補償もなく、差別を受けました。日本人の慰霊碑はあっても、朝鮮人の慰霊碑はありません。靈魂までも差別していると言わざるをえません。人が蟻の行列を踏みつぶして、何の罪悪感をも感じないのと同じです。

四四

私たちも、切れば血が出る体を持つ高貴な生命です。家族に対する愛情を持っているのは、日本人と同じです。私たちは皆、同じ人の親、人の子なのです。

四五

日本の歴代の首相は陳謝をすると言っではいましたが、それは口先だけの
もので、とても正式なものとは認められません。日本の政治家や政府の高官
などの妄言は、被害者の傷をさらに痛めつけ、怒りをさらに激しくします。

四六

日本人の皆さん良く聞いてください。日本は戦犯の国であり、責任をとる
道義上の義務があります。神様が何も分からないと思っただ差別をしないで、
心からなる公式陳謝と補償を望むものです。さらに言えば、世界において、
強国としての日本の恥です。日本の良心に期待します。

裁判所書記官 荒川方



裁判所



事件の
表示
平成
五年(ワ)第一
九四八六七
号

裁判長
認
印

本人
調
書

期
日
平成九年八月二八日午前一〇時
〇〇分

氏
名
宣
萬
永

年
齢
七五年

職
業
無
職

住
所

大韓民国全南
[Redacted]

宣
誓
そ
の
他
の
状
況

この調書は、
調書と一体となるものである。

平成九年八月二十八日付
山口東支庁

裁判長は、宣誓の趣旨を告げ、本人
がうそをいった場合の制裁を注意し、
別紙宣誓書を読みあげさせてその誓
いをさせた。

裁
判
所

陳 述 の 要 領

原告ら代理人（山崎）質問

一 私の生年月日は、一九二二年八月一日です。私は、谷城郡（コクソン
グン）で生まれました。

二 私が連行されたのは、一九四二年の陽暦の二月二日の夜中でした。私の陳述書に「夜の一二時二五分頃」とありますが、たぶん、その頃だろうということ、正確に時計を見て、覚えていたわけではありません。

三 私が寝ているときに、面の駐在所の日本人と朝鮮人の二人の巡査が来ました。私は、夜中に捕まって、面の駐在所に連れていかれ、翌日の朝、谷城郡の警察署に連れていかれました。私は、夜中の突然のことだったのと、当時は、日本人が死ねと言ったら、死ぬしかなかったもので、何の抵抗もできませんでした。私には、その当時、日本の警察官に逆らう

「陳述の要領」の記載の末尾に、裁判所書記官が記名押印すること。

四

ことは考えられないことでした。

谷城郡の警察署には、私のように連行されてきた人が約四〇人位いました。私は、そこにいた四〇人位の人と一緒にプサンに連れていかれました。拳銃と警棒を持った日本人の巡査が私たちを監視しながらプサンに連れていきました。プサンには、私たちと同じように連れられてきた人が約一五〇〇人か一六〇〇人位いたと思います。

五

私たちは、プサンで大きな船に乗せられました。そのときに、「あなたたちは、海軍軍属として行きます。給料も払います。」と言い渡されました。船に乗ったときには、日本語が上手な朝鮮人がいて、日本人はその朝鮮人を通じて、「一箇月に一一七円位の給料をもらえます。」と言いました。その後、マーシャル群島のミレー島に着いて一箇月経ってから、給料のなかから二〇円位を韓国の故郷の父母に送り、残りを貯金しておいて、一年間の期間が経ったら、一度に払うという話でした。プ

六
サンでの話では、月給が一一七円ということ、ミレー島に着いて、一部を実家に送り、残りは、貯金しておいて、一年間の満期が済んだら、帰るときに渡すという説明を受けました。

プサンから出発して一週間位、行った所で一部の人を降ろして、二日後に、再び出発してトラック島に行きました。そこを出発してから一六日目にマーシャル群島のミレー島に着きました。

七
私は、ミレー島で飛行場を造りました。ミレー島に着いてみたら、椰子の木が多くて、それを切って海に捨てて、そこに石と土を入れて整地して、そこでセメントを混ぜる仕事をさせられました。それは、飛行場の中の滑走路を造るためのものでした。仕事は、午前七時に仕事場に向かい、午後七時半まで続きました。一日二食の食事が出て、朝食は午前一〇時頃、夕食は午後八時から九時の間に出されて、それから点呼を受けて就寝しました。

八

朝食が午前一〇時というのは、仕事場で仕事をしている途中で食事をとるのです。食事の内容は、米に麦を混ぜた御飯で、熱帯地方のうさぎの肉が出ました。食事の量は、体格が小さい人は足りるかもしれませんが、普通の人は、それだけでは足りませんでした。うさぎの肉が食事にしたのは、一箇月足らずで、その後は、みそ汁とたくあんが出ました。

九

仕事は、休日がありませんでした。一日に二回位、スコールが降り、そのときは休みました。私たち朝鮮人四〇人ごとに一人の班長がいて、班長が仕事場まで連れていくと、そこには、日本人の監視の人がいました。班長がその人に私たちを引き渡すと、仕事が始まり、仕事の途中に、少しでも仕事が遅かったりすると、椰子の木で作った棒で叩かれました。日本人から、仕事を早くやれ、早くやれと言われながら、椰子の木で作った棒で叩かれました。例えば、木を肩で運ぶときも、同じでした。私が怠けているとか、仕事を失敗したのでなくても、早くやれ、やれ

と言いながら、数えきれないほど叩きました。私は、毎日、何回も叩かれて、腰が痛くて、毎日、薬を飲まなければならないほどでした。

一〇

その島は、長さが四キロメートル、幅が二キロメートル位の小さな島だったので、日本人の監督が命令するとおりにするしかほかに方法はありませんでした。私は、いつも椰子の木の棒で腰や体を叩かれたせいで脊髄を傷めて、今でも平地を歩いていて、少しでもへこんだ所へ行くと、そのショックで歩けないほどになります。私は、毎日、一日に三回の薬を飲んでいきます。

一一

最初の一〇箇月位は、平穩だったのですが、それから空襲が続いて、ある日の朝、飛行場に行ってみたら、四〇機ほどあった日本の爆撃機が攻撃されて、全部、なくなっていました。それから、食料や物資を運ぶのも途絶されました。

一二

食料がなくなったために、そこにはカボチャの種がなかったのですが

、日本の海軍と陸軍の軍人がカボチャの種をまきました。私も、その一部を、そっととって、自分の別の場所に植えたら、それがばれて、銃の柄で私の腰あたりを強く殴られました。私は、その場で気を失って、同僚に運ばれて、宿舎に戻り、それから防空壕に運ばれて、起き上がることができず、四〇日間寝ていました。

一三
私の陳述書では、殴られて怪我をしたことが「病気」と訳されて記載され、ごっちゃになっていますが、今、述べたことが陳述書に書かれている「怪我」のことです。

一四
私は、韓国に戻って結婚をしましたが、その当時から現在まで仕事をすることができませんでした。私は、銃剣の柄で腰を殴られたことよって働くことができなくなりました。

一五
私は、ミレー島で結核にかかり、下痢をして血便が出ました。軍医が私を検査して、ひどい病気だということで、普通の病棟に入院させずに

、別の病棟に隔離しました。

私は、食料にするための魚をとり、海に行ったときにアメリカ軍に捕まりました。その日は、日本の海軍記念日の一九四五年九月二五日でしたが、ある人は沖まで行って、ある人は島の近くにいました。私は、沖まで行き、そのときにアメリカ軍の大きな船が近づいてきたので、私は、大きな岩かげに隠れました。アメリカ軍は、船からゴムボートを出して近づいてきて、私は捕まり、船に乗せられました。アメリカ軍の一人の兵士が船の中で銃をもって私を監視していました。その後、ある島に着いたら、その島の韓国の警察のような所に連れられていき、そこで三日間位休ませてもらいました。その後、日本語がよくできるアメリカ軍の兵士が来て、「三日後にある人が来るから、その人について行って、その人が言うとおりに、島内から人を呼び集めなさい。」と言われました。その前に、「あなたは、朝鮮人ですか、日本人ですか。」と聞かれ

、私は、朝鮮人だと答えました。

一七

私は、アメリカ軍からミレー島の朝鮮人の投降を呼びかける仕事をさせられました。「私は、谷城から来た宣です。アメリカ軍に捕まってみたら、待遇は非常に良いです。あなたたちも、出て、こっちに來なさい。」と放送して投降の呼びかけをしました。

一八

私とその仕事をしたのは、六月始め頃から解放されるまででした。私の呼びかけに応じて投降したのは、約三〇人位だと思います。大勢の人が投降しようとしたましたが、日本人に銃殺されました。投降した人たちは、だいたいハワイの方に送られていきました。

一九

私が最初にミレー島に着いたときに、私のような朝鮮人軍属は、約一六〇〇人位いたと思いますが、私の考えでは、生き残ったのは二〇〇人に足りないと思います。というのは、海軍記念日の前に大勢の人が爆撃で亡くなり、食料不足で餓死したり、銃撃で大勢の人が銃殺されたから

です。

二〇

一九四五年一二月になってわかったのですが、私と一緒に谷城郡から連れていかれた四〇人のうち、私を含めて三人がアメリカ軍の船に乗せられて生きて帰ってきました。

二一

私が被告日本国に対して言いたいことは、韓国に帰ってからわかりましたが、私の給料から二〇円ずつ韓国に送金したのは、最初の三箇月だけでした。日本に連れてくる時には、内鮮一体、皇国臣民と言って連れていきながら、何の補償もないのは、余りにもひどいことだと思えます。日本人と朝鮮人の立場を替えて考えてみてください。本当の真心で謝罪して補償してほしいと思います。

裁判所書記官

伊

藤

富

雄



事件の
表示
平成
六年(ワ)第一
九一八六七号

裁判長
認印

本人調書

期日
平成九年八月二八日午前一〇時
〇〇分

氏名
秦 成 五

年齢
七三年

職業
農業

住所
大韓民国全羅南道

(この調書は、
調書と一体となるものである。)

平成九年八月二十八日付
裁判長印

最高裁印 四号の二

裁判長は、宣誓の趣旨を告げ、本人
がうそをいった場合の制裁を注意し、
別紙宣誓書を読みあげさせてその誓
いをさせた。

宣誓そ
の他の
状況

裁

判

所

陳 述 の 要 領

原告ら代理人（李博盛）質問

一 私は、一九二四年四月一五日に現住所地で生まれ、そこで育ちました。私が生まれ育った当時の家族は、両親と兄が二人、弟が一人おりました。私の家族は、その頃、農業をしていました。

二 私が生まれ育った村には、日本人はいませんでした。その村には学校がないので、その村の子どもたちは、私も含めて、学校に行っていないでました。私は、数え年で一七歳のときに訓練所に行きました。一九二四年生まれの者全員が、ウスヨン国民学校で一緒に訓練を受けました。その訓練所に行くきっかけは、政府が一九二四年生まれの者を全員、強制的にそこへ連れて行って、訓練を受けさせました。私の所に召集令状のようなものがきました。

三 私は、秦成五（ジン・ソンオ）という名前ですが、日本名の高山成五

四
（タカヤマセイゴ）も使いました。私は、その高山成五という名前を使いたくて使ったのではなく、面の役所の人から、そのように使いなさいと言ってきたので、日本名を使いました。

私が初めて日本人に会ったのは、数えの一七歳のときに訓練を受けにいった国民学校の校長先生が日本人でした。その学校の先生は、皆、日本人でした。私が訓練所に行ったとき、その訓練所には、一七歳の人約一〇〇名いました。

五
その訓練所では、「気を付け、前へ進め。」とか、「後ろへ帰れ。」、「横へ行け。」とかいうようなことと、「あいうえお、かきくけこ」というような日本の字を習いました。私は、日本語をその学校で初めて習いました。その訓練所では、韓国語を使ってはいけないと言われ、韓国語を使えば、殴られました。日本人の日本語の命令に従わなければ、殴られました。私は、その日本語をすぐに理解できなくて、訓練所の教

官から手で殴られました。

六

私は、毎日、その訓練所に、平坦な道や山道を三キロメートル以上歩いて通い、二時間位かかりました。その訓練所では、三時間ずつ訓練を受けました。行き帰りに四時間、訓練に三時間、合計七時間を訓練所に通うために使いました。そのため、家の仕事を手伝うことができず、両親が家業の農業を主にやっていました。

七

私は、訓練所に行くことがいやになり、逃げたことがありました。私は、カンキョウナンドウのウンサンという所に逃げましたが、父が迎えにきて、「行こう。」と言われました。毎日のように、駐在所の巡査が来て、ひどいことを言われるので、私も、行かざるを得ませんでした。駐在所の巡査が私の家に来て、「息子を連れてこい。」と言って、私の父を殴ったことを、父から聞きました。私は、そのことを聞いて訓練所に戻る気持ちになりました。

八

私は、父と一緒に駐在所に行きました。駐在所の日本人の巡査は、私
が父の頬を殴れ、父は私の頬を殴れと言いました。私たちは、言われた
とおりにしました。それは、人間のすることではありません。私は、仕
方なく訓練所に行くことにしました。

九

私は、その訓練を一九四三年まで受けました。その訓練は、軍人とし
て軍隊に入隊するためのものでした。私は、当時、日本が大東亜戦争を
していたことを知っていました。私は、軍人のための訓練を受けて、戦
争に行かなければならないと思っていました。私は、その訓練が一九四
三年に終わると、即、同じ年に徴用されました。その徴用は、軍隊に入
ることで、日本語で言う赤紙がきて、赤紙がくると、面事務所から日本
の国旗を持ってきて、私の家の前に立てるのです。私が軍隊に入るまで
、その旗は立て続けられるので、軍隊に入らざるを得ません。

一〇

私は、徴用される前の一九四二年に訓練の途中で結婚しました。私が

徴用されるときまで、まる一年にもなっていないませんでした。私の家族は、私が徴用されたとき、当時、戦争に行けば死ぬということを知っていました。

二
私は、徴用されてどこへ行くかはわかりませんでした。全羅南道のソングヨンギという所に日本軍の駐屯地があり、一旦、皆、そこへ連れていかれました。それから日本へ行くということでした。麗水から日本に行く船に乗って行きました。私と同じような人たちは、各地から集まって、約二〇〇名以上いました。その人たちは、日本に来るときに、船に全員、一緒に乗り、下関に着いてから、二二―三人位の人数割になりました。

二二
私は、最終的に日本の名古屋に着きました。名古屋へ行ってから、さらに小さな組に分けられ、二人位ずつになり、軍需工場で命令されるとおりのものを作らなければなりません。何を作っているかもわ

かりませんでした。私は、言われるとおりに、こういう型にはめて作れと言われれば、そのとおりに作りました。その工場では、何かの型に鉄を流し込んだりする仕事でした。私は、生まれて初めてする仕事で、よくわかりませんから、小隊長が命令するとおりに動きました。その一二人位の小隊に小隊長が一人おり、その小隊長は、日本人でした。工場では、一日八時間位働きました。

一三

私は、軍人ですから、衣服が支給されましたが、給与はありませんでした。食事は、一二人分を全部、量ってくれました。一二人分を持って帰り、一二人で分けて食べたので、十分ではありませんでした。

一四

私は、余りにも毎日の労働がきびしく、体がきついたので、故郷の家族のことを思う暇がなく、自分の命がどうなるかわからない状態でした。まず自分が生きなければという気持ちでした。

一五

毎日のように空襲がひどく、実際に空襲を何回も見ました。まず警戒

警報が出て、空襲警報になると、防空壕に入りますが、家の下に掘った防空壕に入った人たちは、大部分が爆撃で家が崩れ落ちて死んだ人が多かったのです。私たちは、大きな川のほとりに防空壕があり、そこに入っていたので助かりました。私が働いていた工場にも、爆弾が落ちました。私の小隊でも、名前は覚えていませんが、四人亡くなりました。その小隊の小隊長以外の人は、全員韓国人でした。

一六

空襲警報が解除になると、その爆撃によって家もつぶれ、多くの人が死んで悲惨な状態になりました。工場にも爆弾が落ちて、工場での仕事はなくなりました。工場が焼けた後は、天幕を張って、その中で寝ました。その後、小隊長の命令で、空襲の後の死体の処理や壊れた橋の修理などの作業をしました。そういった作業を約五か月続け、五か月位経ったら、日本が戦争に負けて解放されたという放送がありました。

一七

私は、解放後、韓国に下関から船に乗って帰りました。名古屋から下

一八 関までは、汽車で行きました。私が下関に行くと、韓国に帰るための手続をしてくれたり、いろいろなことを教えてくれる人がいて、自分で帰国の手続をしました。

一九 私が韓国の故郷に戻ったとき、私の家族は、死んだ人間が生き返って、帰ってきたということ、お互いに抱き合って喜びました。私は、その後、現在まで韓国で農業をしています。

二〇 私が戦争中に体験したことに対して、どこからも補償をもらっていません。私は、そのときに、いつも殴られましたので、現在も耳鳴りが継続していますし、やや難聴になっています。私が通訳人の顔を見ながら話すのは、耳が聞こえにくいので、通訳人の顔色をみながら、意味をとっています。

私が戦争中に経験したことについて、日本国政府や日本国に対して言いたいことは、次のとおりです。一九二四年生まれの者は、全員、軍人

として連れていかれました。日本人もそうでした。私たち韓国人も日本の軍人と一緒に仕事もしました。一緒に仕事をした日本人は補償を受け、韓国人は一人も補償を受けていません。共に働き、共に死にもしましたが、韓国人は一人も補償を受けていません。一九二四年生まれの者が面にもたくさんいましたが、現在は何人かしかいません。残っている者でも、体が悪くなり、はいずり回ったり、まともな生活ができない人がたくさんいます。そういう人たちも、何の補償も受けていません。日本国政府に対して、韓国人にも、補償することを望みます。

裁判所書記官 伊 藤 富

雄

第五号様式 (本人調書)

事件の
平成 五年 月 第 一 九 四 八 七 号

最高裁印 四号の一

裁判長
認印

本人調書

この調書は、
平成九年八月二十八日付証状調書と一体となるものである。

期日	平成九年八月二十八日 午後(前) 一〇時〇〇分
氏名	△立 喜 一△
年齢	七四年
職業	無職
住所	大韓民国全羅南道 [REDACTED]
宣誓その他の状況	宣誓その他の状況
<p>裁判長は、宣誓の趣旨を告げ、本人がうそを言った場合の制裁を注意し、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。</p>	

裁
可
印

陳 述 の 要 領

原告代理人（藤田）質問

一 私は一四四三年一〇月ころ、一九歳のときに強制的に軍隊に入隊させられました。そのとき家族は、父母、兄一人、弟三人で、父は六七、八歳、母は六五歳、兄二九歳、弟は一五歳、一一歳、一番下が五、六歳でした。

二 父は農業をしており、母は布類の行商をしていました。兄は病床にありました。私は洋服屋で、住み込みとして見習いをしていました。

三 兄の病状は脇腹と背中に膿が出る腫瘍の一種でした。長いことそのような状態が続いていました。

四 一九四三年の七月か八月ころだと思いますが、そのような兄に令状が来ました。家族は病で行けない旨を答えて、それに応じませんでした。役所はしよっちゅう、早く兄を出せと言ってきたり、兄を探しに家に来たりしました。家に来たのは、面事務所の職員と駐在所の人で、朝鮮人の面事務所の職員二

「陳述の要領」の記載の末尾に、裁判所書記官が記名押印する。

人と日本人の巡査が一人でした。

五

彼らは、靴を履いたまま部屋に上がりこみ、兄の布団を剝ぐと、「この野郎、何をごまかすのか。」などと言いました。それで兄が仕方なく、半分ぐらい起きて患部を見せると、「この馬鹿野郎。」などと言ひ、両親に「弟がいるだろう。探してこい。」と私を探すように言いました。彼らは、最初は兄の病気を信じていなかったようですが、臆を直接見て、兄の代わりに弟の私を連れていこうとしたのです。

六

両親は非常に驚いて、次の日、父が洋服屋に来て、私に避難するように言いました。私が洋服屋の主人に相談したところ、主人も逃げたほうがよいと言うので、すぐに逃げて親戚のところを転々とし、二、三か月の間隠れていました。

七

面事務所の役人や巡査は、昼夜の別なく常に私の家を監視し、夜中に、私

がいるのではないかと巡査が突然来たりすることもありました。もし私がそ

ここにいたら、兄の代わりに私を徴用しようとして連れていったと思います。

八

私は二、三か月逃げていましたが、親友も二、三人徴兵され、入隊しましたし、もう逃げることもできないと諦めて、面の駐在所に自首しました。そこで、軍に入隊したいと伝え、海軍に行きたいと伝えました。海軍は創設したばかりだし、陸軍より海軍のほうが待遇が良いと聞いていたからです。巡查も海軍の方が良いだろうと助言してくれました。

九

私が兄の代わりに徴用されることを拒否したのは、徴用は私よりも年齢が上の人がされるもので、私の場合は徴兵の令状が来る年齢だったので志願しました。そのとき志願しなければ、継続して逃げていましたが、もし捕まったら徴用されたはずです。徴用される人数は決まっていますが、兄の分が一人空きがあったのできつと私が徴用されたと思います。

一〇

駐在所で志願した約一週間後、入隊しろという通知が私のところに来ました。その後約一か月経って、巡查に引率されて鎮海まで連れていかれました。

一一 鎮海には海軍訓練所があり、私は訓練所の一期生として入りました。人数ははっきりしませんが、一中隊が三〇人、四中隊で一大隊、それで四大隊ありましたから、約五〇〇人が一期生として入所しました。

一二 海軍訓練所は作られたばかりで、施設は余りなく、きつい仕事でした。食事は少なく、仕事はきつく、また、民俗差別も凄かったです。

一三 食事の量は、朝は茶碗一杯のご飯に味噌汁とたくわん、昼や夜はそれよりも少しましな程度で、大変少なかったです。それで夜中に、教官の食べ残しを探して、豚のように食べました。

一四 暴力を受けたこともありました。スリッパで両頬を殴られ、「軍人精神注入棒」という長さが七、八〇センチメートル、太さが七、八センチメートルくらいの棒で殴られました。全員が殴られたというわけではありませんが、おなかがすいて残飯を探したりして捕まった人は、そういう目に会いました。

一五 私も殴られたことがあります。入隊後三か月後の二〇歳くらいのときのこ

とですが、そのころは石を食べても消化できる程、おなかがすいていました。ある夜、翌朝の食事のためのお米をとって食べたことがばれて、罰を受けました。翌日教官に知らされて、全員が集められると、私は練兵長に全員の前で、教官四人に「軍人精神注入棒」で代わる代わる殴られました。殴られながら数えろと言われたので、二〇までは数えましたが、それで気を失ってしまいました。

一六

気を失うと水をかけて起こして殴り、また気を失ったら水をかけるという繰り返しで、後で同僚に聞いたら四〇回くらい殴られたそうです。そのため、お尻のほうが悪くなって歩けなくなり、三日くらい訓練せぬにいました。そのときの傷で、今も腰を動かすのに支障があります。

一七

民族差別というのは、教官に「お前は朝鮮人だ、朝鮮の歴史はいつからだ。朝鮮人は皆殺しでもよい。」などと言われたことです。朝鮮の歴史はいつからというの、韓日一体となったから、朝鮮の歴史はないということだと思

います。

一八 訓練所で六か月訓練を受けた後、海兵隊で二等兵としての訓練を三か月受けました。待遇は、訓練所より少しましといった程度で、食事の量は少し増えましたが、訓練のきつさは言葉では表せないほどでした。

一九 暴力もひどく、噂では、日本名でトヨダという朝鮮人が、電信柱に吊るされて、棒で両側から殴られ、死んでしまったという話を聞きました。

二〇 三か月の訓練を受けた翌年の一九四四年八月ころ、海南島の海軍第一五警備隊に行けという命令がありました。何人くらいだったかは、秘密だったのではっきりしませんが、一〇〇人くらいでした。

二一 そこに向かう途中フィリピンと台湾の間で、魚雷の攻撃を受けました。船はすぐに沈没しました。私は水中に飛び込み、木切れを掴み、そのまま浮かんでしました。飛び込んだ時間は、時計が防水でなく、三時一五分で止まっていたので、午前三時一五分だと思います。その後、午後三時ころ救助

船に救助されました。日本人、韓国人及び台湾人を合わせて七、八〇人くらいでした。

二二

その船は、海南島には向かわずフィリピンのサンフェランドに向かいました。そこには陸軍がいて、一週間くらい防空壕掘りなどの雑役をしました。

二三

その後、汽車が来て、マニラに向かいました。マニラでは、第三一海兵隊特別攻撃隊に所属し、二〇日間防空壕を掘ったり、道路や建設物の補修をしたりしました。

二四

九月ころに、再び海南島へ行けという命令があり、輸送船に乗りました。海南島に着く前日、東シナ海で、船が魚雷で攻撃されました。夜中の一一時から一二時ころでしたが、大きな音がして、船が揺れ、何かが私の腰に強く当たりました。船は沈没しましたので、私は驚いて水に飛び込み、救助船を待ち、翌日の午後救助されました。

二五

腰の痛みについては、最初は驚きで感じませんでしたでしたが、救助されるとき

に、ロープを登ろうとしたところ体が非常に重く感じました。上のほうから、早く登れ、登れなければ捨てていくと言われ、必死に登りましたが、甲板に登って失神しました。

二六 仲間に助けられ、簡易治療を受けました。医者には、何かが脊柱の神経を打っていると言われました。

二七 その船は、海南島には向かわず、ベトナムのサイゴンに向かいました。サイゴンには、海軍駐屯地がありました。

二八 サイゴンでは一週間程、腰の簡易治療を受け、一〇日ほど休みました。腰の神経に支障があり、きつい仕事や長時間座ると痛みがあります。昨日も長い時間座っていたので夜眠れないくらいでした。後遺症が今でも残っています。

二九 その後、また海南島へ行けという命令があり、海南島の第一五警備隊に行きました。鎮海の訓練所を出るときには一〇〇人くらいでしたが、着いたの

は六〇人くらいでした。四〇人くらいが途中で死んだり行方不明になったり
しまいました。

三〇 第一五警備隊での待遇は、一線地区でしたので、訓練所などよりは少しは
ましでした。そうでなければ反発があるので、そうせざるをえないこともあ
ったと思います。戦闘は、主に中国の国府軍とでした。

三一 ここでは露骨な差別はありませんでした。一線地区だったので、もし反発
があったら危険だということ、お互いに注意して生活をしました。しか
し、過ちを侵してしまった場合には、朝鮮人という言葉を読みました。

三二 解放については、海南島で聞きました。全員武装解除して、捕虜になりま
した。その翌年四月か五月ころ、アメリカ軍の船で帰国しました。

三三 帰国してみると、父は、私が南洋で死んでいるのではないかと心配して、
心臓病で解放前に亡くなっていました。母と弟達は商売をしながら農業をし
ていました。兄はそのまま病床にありましたが、その後亡くなりました。

三四

私は今も、雨の日やきつい仕事をするので、注射を打った
り薬を飲んだりしています。そういった事に対して、日本からの補償は全然
ありません。

三五

もし私が韓国の戦争で負傷したなら、補償もあり、堂々たる栄光の国民と
して扱われたでしょう。日本は侵略戦争に私たちを連れていき、私たちの若
い尊い命を武器のように使い、ゴミのように捨てて、そのゴミの処理に目を
そらして放置しています。

三六

これに対する日本の正式な補償、謝罪をし、戦争を終結することによって、
平和と正義を唱える経済大国日本が、名実共に大国として世界に認められる
ことを願います。十分な補償で戦後処理をすることを願います。

裁判所書記官 荒川方



第五号様式 (本人調書)

裁判長
認印

事件の
表示の
平成
元年
ワ
第
一九八六
七
号

本人調書

期 日	平成 九年 八月 二十八 日 午後 前 一〇時 〇〇分
氏 名	本 子 東 哲
年 齢	七 四 年
職 業	無 職
住 所	大 韓 民 国 全 羅 南 道 [Redacted]

宣
誓
そ
の
他
の
状
況

(この調書は、
平成九年八月二十八日付調書
調書と一体となるものである。)

裁判長は、宣誓の趣旨を告げ、本人
がうそを言った場合の制裁を注意し、
別紙宣誓書を読み上げさせてその誓
いをさせた。

最高裁印 四号の一

裁
判
所

陳述の要領

原告代理人（山本）質問

一 私は満一九歳のとき、海軍軍属として徴用されました。当時、母はすでに亡くなっており、父、祖母、妹、私の四人家族でした。父は病気で生活は苦しいものでした。

二 私は一三歳のとき、朝鮮人の大工に頼んで、日本人がやっている建築屋で働かせてもらえるようお願いしましたが、最初は、私が日本語が不十分で、年が幼いのと背も低かったのとで断られました。それで無報酬でよいから技術を身につけたいと頼んで、働かせてもらいました。三年たつと、日本語もできるようになり住み込みで働くようになりました。

三 徴用されたときは、家の収入は私のものだけでした。毎月一五日と三〇日休みでしたが、その日に、ご主人と奥さんが小遣いをくれ、それで家族が生活していました。

四 連行される日は、村の里長が令状を持ってきました。私は驚き、父と祖母は泣きだしました。私は令状を持ってご主人の所に行って話をしましたが、ご主人も自分ではどうすることもできないと言うので、翌日、令状を持って軍庁に行きました。

五 そこには、正確には分かりませんが、私のような人が何十人かいました。審査を受け、駅前の空き地に集められました。二月だというのに、半袖シャツと半ズボンをもらって、汽車に乗りました。

六 そこから汽車に乗り釜山に向かいました。釜山では、道路にたくさん朝鮮人を集めて、将校が講演をしていました。内容はもう覚えていませんが、講演を聞いて、身体検査を受け、合格したものは皆船に乗せられました。

七 船を降りたら東京でした。そこから歩いて芝浦まで行って、翌日からそこで訓練をしました。海軍だと思いますが、内容は「気をつけ」「進め」「回れ右」といったことをやりました。

八 人数はとても多かったので、何人くらいいたかは分かりませんが、全国から集められた人が全部そこで訓練をしました。

九 二週間くらいそこで訓練を受けると、汽車に乗って横須賀に行きました。そこですぐに船に乗り、船の中で二週間待機しました。出発して二週間後、ある島に着き、着いてから聞いたらトラック島ということでした。陳述書に、トラック島の「ナス島」と記載があるのは「夏島」の誤りです。

一〇 島に着いたのは夜でしたが、すぐに引率者が私を連れて宿舎に入りました。引率者に、ここは空襲が激しいので、サイレンがなったら防空壕に入らなければならぬので、ここで待っていると言われました。しばらくすると空襲があったのでそこで待っていると、防空壕に入れといわれ、防空壕に入りました。防空壕を出てみると、爆撃で、辺り一面が火の海となり、宿舎もオイルタンクも、私たちの風呂敷まで、何もかも全てがなくなっていました。夏島では、山を崩して海を埋めて、飛行場を作っていました。私は二人組

となり、つるはしのような物で土を掘って、それをトロッコに乗せて手で押して運ぶ仕事をしました。

一一二

国を出るときにもらった半袖半ズボンを着て作業をしました。とても暑い所で、一日に二回ほどスコールがあるのですが、スコールがないと生きられないくらいでした。仕事は、朝四時に起きて、五時に帰ってくるという状態でした。

一一三

その後も空襲は毎日のように継続してあり、空襲で死んだ者もいました。その状況は、はっきり覚えていきます。空襲は非常に激しいもので、空が暗くなるほどでした。昼食中に空襲があり、食事をしている人が死んだりもしました。私はそのとき体を悪くしていて病院にいましたが、たくさんの方が死んだと聞きました。

一一四

私たちが、日本人の監督に暴力を振るわれるということもありました。陳述書に「柄で無残に叩きつける、槍を我々に投げたり……。」という記載があ

りますが、鉄道の調整をする長さが六〇センチメートル余りで指くらいの太さの先が尖った鉄棒で、日常的に殴られました。

一五
その棒を投げつけられたこともあり、左足のふくらはぎの下を突き抜け、刺さったままになりました。仲間に医務室に連れていってもらって治療をしましたが、治療から戻ると仕事しろと言われ、休むこともできず、仕事をしました。今も傷痕が残っていますし、びっこをひいています。

一六
その後金曜島に移動しました。陳述書の「キヌヨ島」というのは、「金曜島の間違いです。そこに行くまでは、海軍軍属だったのですが、行くと陸軍に引き継がれました。そこでは、食べるものがなかったので、椰子の木を倒して開墾し、食料を作る仕事をしました。

一七
食事はにぎり飯が一個だけで、開墾した畑で芋を作り、三か月たってできると供出するのですが、それをもらって食べました。

一八
芋の生産は、最初は大丈夫だったのですが、同じものを続けるのでだんだ

んできなくなってきました。芋があまりできなくなると、食事は小さな芋が三つという状態になりましたので、おなかですいて、朝顔の花と芋の葉をゆでて、海水に浸して食べたりしました。トカゲや鼠などの、普通食べられないものも食べました。

一九 栄養失調で死んだ者もたくさんいました。日本人もいました。私も骨と皮だけになってしまいました。

二〇 普段は食事ができなくても仕事をする必要があったのに、ある日から、仕事開始のサイレンがならず、おかしいと思っていたところ、二五日に敗戦のことを聞きました。

二一 その後、アメリカ軍が上陸してきて、一年ほどアメリカ軍で生活をし、そして帰国しました。アメリカ軍の上陸前も、アメリカ軍から食料を送ってきてそれを食べることができましたが、上陸後は、たくさん食べられるようになりませんでした。

二二二 国へは日本を経由して帰りました。帰国してみると、父と祖母は亡くなつて、妹は行方不明になっており、家族は誰もいませんでした。近所の人の話では、日本が女性を供出させるというので、逃げて行方が分からなくなったということでした。妹を探しましたが、行方が分からず、約一年経つと帰ってきました。

二二三 妹は、昼に歩けば捕まえられるというので昼は表に出られず、隠れて乞食をしたり、人の手伝いをしたりしながら命を次いで来たが、身だけは清らかさを保ってきたということでした。私が帰国したときは、私が二五歳、妹は二三歳でした。

二二四 私たちは、東洋西洋問わず皆同じ人間です。私の国は日本に合併され、また侵略戦争に連れ出され、私たちは、そういうなかで暮らしてきました。支配され、言われるままに戦争にも行きました。食べるものがないにもかかわらず、お米や金属製の食器までも取っていきました。

二五

日本人もアメリカ人も、東洋人も西洋人も皆同じなのに、私たちをこき使
い、こき使ったにもかかわらずこのような状態はどういうことでしょうか。
必要なときは使い、今となっては履きつぶした靴のように捨てるというよう
な事があってよいものでしょうか。

二六

個人的には日本人にいい人もいましたが、国家としてこのようなことで良
いのでしょうか。できれば仲良くしていきたい。国もそう思っています。

二七

しかし、なすべきことはなさなければならぬと思います。日本人には補
償がありますが、私たちにはありません。私たちに対しても日本人と同じよ
うにしてほしいと思います。日本は先進国なのですから。どうか私の気持ち
を分かってください。

二八

日本と韓国は、言葉が違うだけで、どこも同じです。就職もできれば良い
ことではないかと思えます。私の心の思いを全部言おうとすればきりがあり
ません。

裁判所書記官

荒

川

方

彰
川

裁

判

所

事件の表示 平成六年(ワ)第一九四八九号

最高裁判所 四号の二

裁判長
認印

本人調書

期日	氏名	年齢	職業	住所
平成九年八月二八日午前一〇時 〇〇分	姜 貞 淑	五五年	主婦	大韓民国光州市

宣誓その他の状況

裁判長は、宣誓の趣旨を告げ、本人がうそをいった場合の制裁を注意し、別紙宣誓書を読みあげさせてその誓いをさせた。

この調書は、
平成九年八月二八日付
最高裁判所 四号の二
調書と一体となるものである。

陳 述 の 要 領

原告ら代理人（松本）質問

- 一 私の父は、姜斗八（カンルーパル）で、太平洋戦争で戦死しました。私は、一九四二年五月八日生まれで、現在五五歳です。私は、出生当時、父方の祖父母と両親とともに全羅南道羅州郡南平面広義里二五一番地に住んでいたそうです。私は、両親の初めての子供でした。
- 二 私の父は、自作で農業をしており、たくましく、心も穏やかで、田舎で親孝行をして、農作業をして暮らしていたようです。祖父母に対して非常に優しく、母にもよくしていたと聞いています。父は、私が生まれたとき、二四歳でした。農作業は、祖父と父が中心になり、家族みんなで仕事をして、家族は、仲良く暮らしていました。
- 三 私の父は、私が生まれることを大変喜んだということです。父は、私
が生まれる前に、喜んで姜貞淑（カンチョンシユク）という名前を考え

てくれました。私の父は、私が生まれた後も、非常に喜んで、私を抱いて外に出たりしたと聞いています。私は、私の出生当時の話を祖父から聞きました。

四

私が生まれてから三箇月後に面事務所から父に徴用令状がきたと祖母から聞いています。私の父は、羅州郡南平面広義里から強制連行されたと聞いています。私の祖父も、私が五歳のときに亡くなりました。私が聞いているのは、父は徴用工として連行されていき、南洋群島に行つて、銃殺されたという話を聞きました。後になって、崔和洙（チェーハス）から聞いた話では、父はパラオ島へ行つたということでした。

五

祖父母と母は、徴用令状を受けとり、非常に胸を痛めて、父が連行されていくのを見送りました。祖父は、半身不随になって、五年後に亡くなりました。

六

私の父は、徴用令状がきたとき、私の母を抱いて泣き叫び、「この子

をよく育ててくれ。そこに行ったら、戦争だから、生きて戻れるかどうかもわからない。」と言ったと聞いています。

七

私の父は、面事務所に行き、同じ村から八人が連行されていたようです。同じ面の人で、父の友人の崔和洙も徴用されていたようです。私の父が徴用された後、私の祖父は、ずっと寝込んでいたようです。朝鮮が解放された後、私の父と同じ里で、同じときに徴用された八人のうち、四人が亡くなって、四人が生きて戻りました。私の家族が帰ってきた人の所に行き、私の父の安否について尋ねましたが、連行されるときは、一緒に行ったけれども、日本に行ってから別れたので、どうなったかわからないという答えでした。誰かが私の家に来て、私の父が亡くなったことを教えてくれたと祖母から聞きました。

八

私の祖母は、私が幼いころ、父を探すと、父は日本の南洋群島に行っていると教えてくれました。

九

崔和洙は、私の父が亡くなったことを教えてくれました。その後で、私の家族でチェサという儀式をするために、私の父の死んだ日を決めました。父が消息を絶ったので、占いの方へ行行って、占ってもらったら、父は九月二二日に亡くなったということでした。それで、現在でも、私が祭祀を奉っています。

一〇

父が死んだことを知らされた後、祖母が私の母に「ほかの人と結婚しなさい。」と言って、私が二―三歳のときから、ほかの人と結婚しようとしたのですが、私が御飯を食べられるようになるまでは育ててほしいということでした。私の母は、私が四歳になったときに、ほかの人と結婚して出ていきました。私は、祖母に育てられました。

一一

寝たきりになった祖父は、父が徴用されてから五年後に亡くなりました。家族は、私と祖母の二人だけになり、叔父が私たちの家を奪おうとして移ってきました。私と祖母は、家を出て、物乞いをしてでも、快く

生きる方がましだということで、孝泉（ヒョーチヨン）という所へ二人で出ていきました。私が七歳のときでした。

一二

孝泉で暮らして二―三年後に、祖母が熱病の腸チフスにかかりました。村の人が伝染病を嫌ったので、私は、祖母をリヤカーに乗せて、三〇里位離れた叔父の所に祖母を運び、私は、一人で暮らしていました。それは、私が九歳か一〇歳頃のことでした。

一三

私は、いつも悲しくて、涙を流しながら、歳月をおくりました。余りにも幼い頃だったので、父に対して愛着をもてませんでした。祖母に情けをそそがれました。村の家を転々として、物乞いをして暮らしていました。私の祖母は、私が四〇歳位のときに、一〇〇歳位で亡くなりました。

一四

私の父は、徴用されて死亡したことがわかりましたが、死亡したときの詳しい状況はわかりませんでした。私は、六―七年前に日本の厚生省

に手紙を出して、私の父が死亡したときの状況について確認しようと思いました。私が子どものときは、父が故郷で亡くなったと思っていました。それで、父の墓がどこにあるかを探しました。私が成長してから、崔和洙から、父が日本に行って亡くなったことを聞きました。日本に行つて死亡した人については、日本の厚生省に手紙を出せば、いつ亡くなつたかを知らせてくれるということを知ったので、私も日本の厚生省に手紙を出したのです。

一五

崔和洙から、崔和洙が負傷して南洋群島のパラオ島の病院に行つたら、私の父とそこで出会って、私の父はそこで亡くなったという話を聞きました。私は、その話を聞く前に、日本の厚生省に手紙を出しました。もし、その事実がわかっていたら、私は、手紙を出さなかつたと思います。日本の厚生省に手紙を出した結果は、姜斗八という名前は、名簿に記載していないという回答でした。

一六

私は、七年位前に、私の父が死亡したときの状況を知っているという
 崔和洙に会い、話を聞きました。崔和洙と私の父は、最初、同じ面事務
 所に集められて、別々の所に送られたということでした。崔和洙は、軍
 属として行きました。崔和洙と父は、南洋群島のパラオ島の飛行場に出
 会い、崔和洙が治療している途中に、私の父は爆撃で亡くなったとい
 うことでした。

一七

私の父は、どこへ送られたかはわかりません。崔和洙も、それを知ら
 ないということでした。運んで行く途中でバラバラに配属されたとい
 うことでした。私の父と崔和洙が再会したのは、父が南洋群島のパラオ島
 に行つて、三年間位経つたときで、崔和洙は、パラオ島で二―三箇月経
 つた時期で、あと二―三箇月経てば、解放という時期だったそうです。
 私の父は、パラオ島にいて、そこで亡くなって、その土に埋められた
 ということです。

一八

崔和洙は、足に怪我をして病院にいたときに、私の父がどこから芋をとってきて、崔和洙に与えたということを知りました。崔和洙が私の父に、余りにもお腹が空いていたので、その話をしたら、私の父が芋をとってきてくれたということでした。崔和洙の話では、父は飛行場で働いていたということでした。崔和洙は、そのとき軍属で、私父は、徴用工だったそうです。「解放されたら、一緒に故郷に帰ろう。それまでは、お互いに助け合って生きていきましょう。」と話し合っていたということでした。

一九

崔和洙がある日、宿舎から歩いて出ていったところ、何かに隠されたものがあって、それが私の父の遺体でした。崔和洙は、自分で私の父の遺体を埋葬したと聞いています。父は、パラオ島で飛行機の爆撃を受けて亡くなったそうです。私は、その話を聞くまでは、父が生きて戻るかもしれないと期待していたのですが、その話を聞いてから、諦めました

。私は、父が亡くなったのを自分の目で見なかったので、いつも生きていると思いました。

二〇

私は、日本政府から何らの謝罪も賠償も受けていません。日本の厚生省に手紙を出しても、そんなことはありませんということで、どこへ行っても、父を探すことができません。

二一

日本政府に対して言いたいのは、私の父の遺骨を返してほしいと思います。それと、謝罪してほしいと思います。日本政府に補償と公式的な謝罪を望みます。

裁判所書記官

伊

藤

富

雄



事件の表示 平成六年(ワ)第一九四八九七号

裁判長 認印



本人調書

期日	平成九年八月二十八日午前一〇時 〇〇分
氏名	菅 蓮 士口
年齢	七五年
職業	無職
住所	大韓民国光州広域市 [Redacted]

宣誓その他の状況

この調書は、平成九年八月二十八日付調書と一体となるものである。
 平成九年八月二十八日付調書
 山口頭書
 最高裁印 四

裁判長は、宣誓の趣旨を告げ、本人がうそをいった場合の制裁を注意し、別紙宣誓書を読みあげさせてその誓いをさせた。

裁 判 所



陳 述 の 要 領

原告ら代理人（福島）質問

一 私の夫は、太平洋戦争で戦死しました。夫の名前は、徐在夏（ソーチエハ）と言い、日本名は、トシカワ在夏と言いました。

二 私が夫と結婚したのは、私が数え年の一八歳で、夫が数え年の一九歳のときでした。私は、夫と実家の叔父の紹介で、見合いもしないで結婚しました。私は、何もわからずに、両親が結婚しなさいと言いましたので、結婚しました。

三 人々は、私の夫のことを非常に賢くて、頭も良いし、しっかりしていると聞いていました。私の夫は、高校を卒業しています。当時、私の周りでは、皆、高校に行くことができませんでした。それは、舅が私の夫を都会に連れて行って勉強させたのです。私の夫は、男ばかりの三人兄弟でしたが、高校に行ったのは、夫だけでした。私の夫は、一番、大事

にされていました。

四

私たちの結婚した後の生活は、苦しかったのです。私の夫は、軍隊に入るきっかけは志願ということでした。夫が志願した理由は、生活が苦しかったからだと思います。私の陳述書に述べたとおり、夫は、「朝鮮人の男たちはいずれ皆、戦場へ強制連行されていくことになるのだから、ちゃんと給料をもらえる志願兵として行った方がましだ。」と言っていました。そのときの夫の話は、全員が日本人によって連行されるのだから、行かないではおれない、それなら、進んで行った方がよいと言っていました。その頃、軍隊に行ったのは、私の夫が最初だと思います。夫が行った後に徴用や軍人としてたくさんの方が行きました。夫は、今後、戦争がひどくなって、皆、どんどん徴用されることがわかっていると言っていました。志願しないで徴用された場合は、給料などを全然もらえないこともわかっていました。

五

私たちは、夫が志願兵として給料をもらわなければならぬほど、生活は苦しかったのです。夫は、志願兵になると、すぐに死んでしまうのではないかというおそれをもっています。その頃は、始めの頃でしたので、夫も私たち家族も、すぐに死ぬものとは考えていませんでした。私の村の周りで、戦死する人は、まだいませんでした。

六

夫は、軍隊へ行くつもりで、いろいろな手続をした後で、私に「行った方がいいか、行かない方がいいか。」と尋ねましたが、私は、「男のすることに女の私が口出しすることはできないでしょう。」と答えました。私は、心の中では、結婚してわずか二年余りでしたし、夫を愛していたので、夫が軍隊に志願することはいやでしたが、夫のすることを止めることはできませんでした。

七

私の夫が実際に軍隊に入隊したのは、一九四三年六月一四日だったと思います。私が六月一日に男の子を産んで、一四日に夫が出ていきま

八

した。私は、夫が志願の手続をする前に妊娠していたのですが、私が夫に何も言わないでいたので、夫は私が妊娠していることを知らないでいました。夫が私の妊娠を知ったのは、志願の手続をした後です。

私の夫は、私が妊娠していることを知って、志願したことを後悔していたかどうかはわかりません。「とにかく男の子を産まなければいけない。」と言っていました。夫は、「入隊する前に子どもが生まれればいなあ。」と毎日のように言っていました。幸い、夫が入隊する三日前に子どもが生まれました。私は、子どもを家で産みました。私の出産のときには、夫も家にいました。夫は、子どもが生まれたとき、余りにもうれしくて、どうしていいかわからず、うろろうろしていました。夫は、お産をしたときに食べるわかめの汁を作って私に食べさせてくれました。

九

夫は、子どもが生まれてわずか三日で軍隊に入隊してしまっただけで

すが、生まれた子どもを抱いたり、頬ずりをしたりしていました。

私は、夫が軍隊に入隊するときに子どもを産んで、言いようもないほどの不安を感じていました。夫が軍隊に入る前に子どもを産めたということについては、ほっとしたという気持ちで、夫がすべてを忘れて行けると思いました。

一〇

夫は、「私の息子をどうか立派に育ててほしい。どこに出しても恥ずかしくないような立派な人間に育ててほしい。自分は、行って、一生懸命に働いて、たくさんお金をもうけて来て、人もうらやむような幸せな生活をしよう。」と言いました。軍隊に行けば、給料ももらえるし、配給ももらえるからという気持ちだったのです。私は、夫の言葉を素直に完全に信じました。その頃は、戦争に行つて死ぬ人は誰もいなかったし、戦死したという話を聞いたこともないので、夫は、言葉どおりしっかり働いて帰ってきてくれると思っていました。

一一 夫は、軍隊に入隊して、まず東京へ行き、東京で訓練を受けるということでした。

一二 夫は、その訓練が終わって、子どもが一〇〇日の頃、一九四三年一月に一回、帰ってきて二晩泊まって、戦場に行きました。その帰ってきたときの夫の様子は、ただ子どもを抱いて頬ずりしながら、ずっと泣き続けていました。夫の様子は、その前とは、全然、違っていました。そのときはよくわかりませんでした。夫が行った後で、訓練が終わったから、すぐに戦場に行かなければならないので、夫の態度が前と全然、違っていたのだとわかりました。夫の休暇は、家族と最後の別れをしてこいという意味でした。夫は、そのことを全然、話しませんでした。夫は、「行って、一生懸命、働いて、いつかお金をもうけて帰るから」と言っていました。夫が本当のことを言わなかったのは、家族が心配すると思ってだと思えます。

一三

夫は、軍隊に入隊して、少尉でした。東京で訓練を受けている間は、夫から手紙がよくきました。夫が休暇で戻った後は、私あての手紙がきませんでした。私は、手紙がこなくなり、おかしいと思いました。

一四

私は、その後、突然に夫が戦死したという通知を受け取りました。余りにも連絡がないので、義父も大変心配していました。私もとても不安でしたが、そういうところへ、夫の戦死の連絡が一月二二日にありました。その通知をもってきたのは誰かわからないまま受けとったのですが、面事務所にいた私の身内の者に後で聞いたら、面の郡長と職員がその通知を持って私の家に行ってきたと言っていたということでしたので、その人たちが来たと思います。

一五

夫が戦死するまでは、軍人の妻として米と衣類の配給を受けました。そのときはよくわかりませんでした。ほかの人は配給を受けなかったので、私が志願兵の妻だったから、配給があったのだと思います。夫の

軍人としての給料は、わかりません。義父が受けとっているかも知れませんが、私は、受け取っていません。軍人の妻としての配給をもらい、生活はいくらか良くなりました。夫が戦死した後も、慰霊祭までは配給がありました。その後は、全然、配給を受けていません。

一六 義父は、夫が戦死したことを聞いて、気絶してしまいました。それで、私は、義父を慰めることにつとめました。

一七 私の陳述書に、夫の戦死の連絡と夫の遺品を同時に受けとったような記載になっていますが、間違いです。夫の戦死の通知は、一九四四年に受けとり、一九四五年に夫の遺品が送られてきました。

一八 私の陳述書に、「遺骨を受け取りました。」とありますが、「遺品」の誤訳です。小さな箱が送られてきて、箱の中に夫の手足の爪と遺書が入っていました。その遺書は、夫が戦場に出ていく前に書いて置いていたもので、それを遺品として送ってくれたということでした。

一九

夫は、船に乗って行く途中で無線が途絶えて連絡ができなくなり、戦死とみなすということでした。夫が乗っていた船が戦場に向かう途中で行方不明になってしまったということでした。夫が乗った船が東経一三二度の海上で音信が途絶えたので、戦死したであろうということでした。そういう状況であるので、遺体や遺骨がどこにあるかも、一切、わかりません。

二〇

夫の遺品としては、手帳一つ、私に対する遺書、手の爪と足の爪が遺品箱に入っていました。

二一

遺書には、子どもを無事に立派に育ててほしいということと、夫は、必ず帰ってくるから、待っていてくれるようにということが書いてありました。私は、それを読んで、その遺書に「あなたの子どもを、おっしゃるとおりに、立派に育てます。」と誓いました。

二二

私は、夫が亡くなり、送ってきた遺品を部屋に置いて、いつもその遺

品を抱いて寝ました。二年間は、その箱とともに暮らしました。夫が戦死したとき、夫の両親と夫の弟たちと一緒に住んでいて、二年位、一緒に暮らしました。夫が亡くなった後、三年後に二番目の夫の弟を結婚させました。

二三

義父は、夫の戦死の通知を受けてから、食事がのどを通らず、酒を飲んで過ごしました。それで、健康を害して、七年後に亡くなりました。義母は、もう少し、長く生きていました。

二四

夫が戦死した後は、家庭は、私が働いて支えました。夫の弟たちを結婚させたりしました。義母や子どもを連れて、少しの農業をしたり、よその家の手間仕事をして生活を維持しました。私は、そのとき、浄化槽から肥料である汚物をくんで、頭に乗せて運んで、畑にかける仕事もしました。私は、着物の布地の行商もしました。子どもをしっかり育ててくれという遺言でしたから、子どもが五年生のときに行商を始めました

二五

。息子は、大学まで卒業させました。

日本が敗戦となり、朝鮮が解放されて、私の村でも戻ってきた人はいました。私は、現在でも、夫が帰ってくるのではないかと待っています。夫が亡くなったことが信じられません。私は、子どもを一人で育て、大学までだしたわけですが、その間、毎日のように、夫がいてくれたらと思いました。私は、再婚を全く考えず、夫が必ず帰ってくると信じていました。

二六

息子は、「お父さん」ということを一度も言いませんでした。知らないもののように、それに触れませんでした。子どもが小さい頃は、お父さんは必ず帰ってくると話していたのですが、大きくなってから、義父が戦死したことを話しました。子どもは、それを聞いて、何も言わずに、自分の部屋に引きこもって、布団をかぶっていました。

二七

私が本件訴訟に原告として加わったのは、夫が、今まで戻りませんの

で、私も、この際と思ったからです。私は、何も学問がありませんので、本件の前に、日本国を被告として裁判をしようとか、法律的な知識はありませんでした。本件訴訟を提起したきっかけは、私の孫娘が、太平洋戦争のときの遺族や犠牲者たちが、その犠牲者たちの会を設立するところが新聞に載っているから、どうかと言ってくれたからです。私は、これまで日本政府に対して自分の言いたいことを言う機会がありませんでした。

二八

私が日本政府に対して言いたいことは、日本は、朝鮮を同じ国だと言って、若い人たちを徴用し、軍隊及び挺身隊に、たくさん連れて行って、朝鮮の若い人たちが、このように帰らないのです。このような大変なことをしておきながら、数々の妄言を繰り返していることは、私にとって余りにも悔しくて、死ぬほど苦しくたまらない気持ちです。大国であろうと、弱小国であろうとも、人間の命は、皆、同じです。

二九

日本は大国だと言いながら、このように弱い国の国民を連れて行って、ひどい目に合わせながら、今なお、何事もなかったというのはどういうことなのか、理解に苦しみます。私たちは、弱小国といっても、よその家の動物を一匹、殺しても、そのことに対して償いをします。日本は、大国と言いながら、どうしてこのような心ないことをするのでしょいか。

三〇

私は、今までひたすら夫の帰りを待ち続けましたが、帰ってこないのであれば、夫が亡くなった現場へ行ってみたいのです。どこでどういうふうになったのか、夫の遺骨はどこに埋もれているのか、何もわかりません。私は、それを考えるとき、余りにも悔しくて残念でなりません。日本は、人間としては、到底することができないことをしてきたのです。人間の命は、皆、同じです。人の目に涙を流させれば、自分の目には血が出るという諺があります。今となっては、遺骨を探して渡すことは

できないとしても、日本の心からなる陳謝と賠償を望みます。

裁判所書記官

伊

藤

富

雄



裁

判

所